

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	多可町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.takacho.jp/life_stage/somu/benri_kakuka_soumu.html">http://www.takacho.jp/life_stage/somu/benri_kakuka_soumu.html</a>

執行機関名 多可町長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	多可町福祉医療費助成条例(平成24年多可町条例第14号)による老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第3の項 多可町福祉医療費助成条例(平成24年多可町条例第14号)による老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	多可町福祉医療費助成条例(平成24年多可町条例第14号)1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、老人、障害者(障害児を含む。以下同じ。)、高齢障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		多可町福祉医療費助成条例(平成24年多可町条例第14号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号	多可町福祉医療費助成条例第3条第1項第1号
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	老人の医療費の一部助成に係る資格についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 口	多可町福祉医療費助成条例第3条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る老人又は当該老人と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号	多可町福祉医療費助成条例第4条第1項第1号
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	老人の医療費の一部助成に係る支給についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 口	多可町福祉医療費助成条例第4条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該額の算定に係る老人又は当該老人と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--